

第 4 4 号議案

亀岡市総合福祉センター条例の一部
を改正する条例の制定について

亀岡市総合福祉センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 3 3 号）
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市総合福祉センター条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 3 3 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

亀岡市コミュニ ティセンター (1階)	コミュニティ ホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
亀岡市障害者福 祉センター (1階)	会議室	440	550	660	1,650
亀岡市中央老人 福祉センター (2階)	教養娯楽室	440	550	660	1,650
	会議室	440	550	660	1,650

」

を

1階	コミュニティホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
	会議室	440	550	660	1,650
2階	教養娯楽室	440	550	660	1,650

に、

亀岡市働く女性 の家 (3階)	を	3階	に改める。
亀岡市勤労青少 年ホーム (4階)		4階	

別表第2を次のように改める。

区 分		単 位	金 額
2階	団体事務室	1月	42,900円
	生活相談室		12,500円
	会議室		15,000円
4階	図書室		14,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

亀岡市総合福祉センター条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市総合福祉センターの効率的な施設活用について、施設の利用体系を整備し、適正な料金徴収を行うため、使用料等の見直しを行うこと。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。